

“頑張る集落営農！！”
“そろそろやっぺや
～集落営農！！”

J Aあぶくま石川
担い手育成専任マネージャー
吉成 治郎



J Aあぶくま石川では、9月11日から始まる石川地方農業振興協議会主催「集落営農座談会」に向けてのJ A職員全体研修会を昨年度に引き続き再度開催しました。当J Aは「18のモデル・重点集落」の取り組みと、職員全員による「集落担当制」を17年度から実施し、毎月1回の一斉「外務の日」を中心とした担当地区の「集落代表者」に対して「集落営農のきっかけ」づくりを進めてきました。

その結果、一部の王子平集落・九生滝地区では耕畜連携による水田の転作を活用した集落営農体制の動きが始まり、今年度中に農用利用地改善団体の設立が動き始めています。

一方、集落担当者による集落情報の結果を見ると、集落営農を推進していくうえで4つの課題が見えてきました。

- ① **後継者問題**については、「継ぐ人がいない、継ぐ意志が無い、任せられない」等々、後継者への想いが交差して、我が家の農地は人に任せたくないが、「任せるしかない」
- ② **農作業問題**については、会社勤めの合間の土日農業の中で、日々の農作業は、家に残った元気な年寄

りの仕事であり、不便な田畑から遊休化してきています。

- ③ **農機具問題**については、「基盤整備してない集落は、それぞれが狭く、耕作面積が少ないため、農機具の効率も悪く」、さらに「米の価格も低下している」ため、「今の農機具が壊れるまで」の、農機具の寿命次第なのです。
- ④ **農地問題**については、機械の効率化は圃場の拡大を伴いますが、この流れに乗れなかった基盤未整備地区の問題が深刻になってきています。

この4課題の他にも、後継者の見通しもなく、受委託も進まず、自分の土地は自己完結できると、元気な高齢者も居たりし、「集落営農」の話し合いがまとまらない等の複雑さを提示しています。

このように集落営農は、補助金を受けるための受け皿づくりでもなく、一概には、担い手に早急に農地を集積する話だけでも解決できない多くの問題が存在しています。

このため石川地方振興協議会では、集落営農の切り口として、「集落における米作りのコストの削減」や、集落における合理的農作業のための「農地の利用調整と補完作業のルールづくり」を当面のテーマとしての「取り組み・話合いの場」を設定して、集落営農の組織化（農用地利用改善団体の設立）を進めています。

集落の組織づくりも大切ですが、そのためにはJ A職員が目的意識を持ちながら対応していくことが必要です。

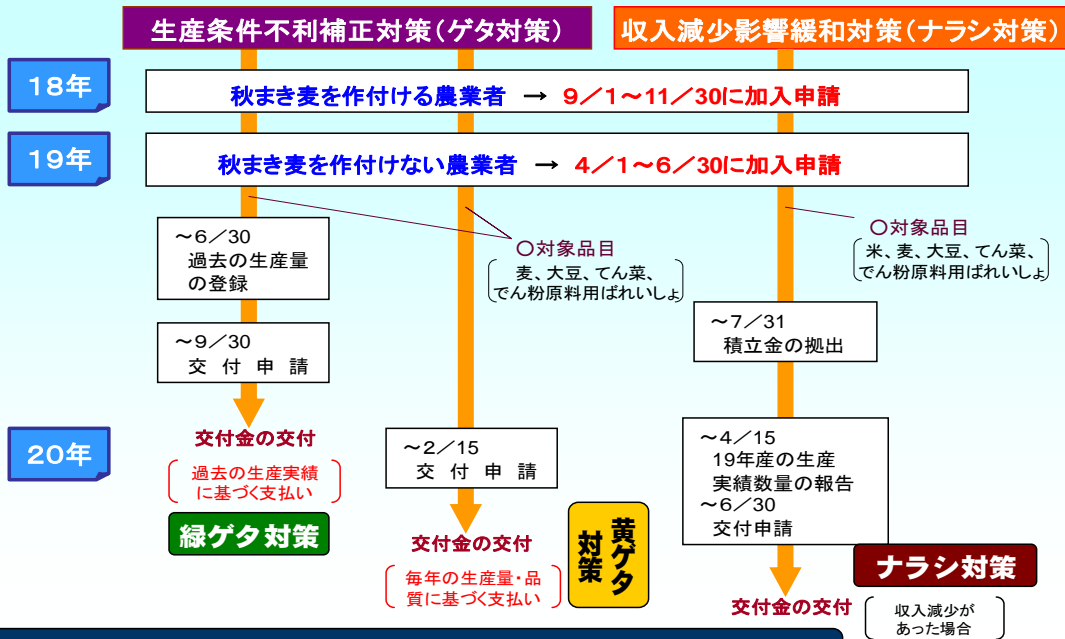
今まで集落営農を進めてきたことを活かしながら、それぞれの課題を乗り越え、一步一步（スピード感も必要）着実に取り組んでいます。

福島農政事務所からのお知らせ



**9月1日から、品目横断的
経営安定対策の加入手続き
を行っております。**

平成19年産加入手続きのイメージ



加入申請時に必要な書類

①申請書(全団体)

○平成19年度品目横断的経営安定対策加入申請兼補正届出書
〔様式第5号〕

①申請書と

②添付書類を

あわせて申請してください。

②添付書類(各団体の経営形態に応じて)

- 認定農業者
 - ・農業経営改善計画認定書(写)
- 特定農業法人
 - ・特定農用地利用規程(写)及び認定書(写)
- 特定農業団体
 - ・特定農用地利用規程(写)及び認定書(写)
 - ・構成員一覧表
- 特定農業団体以外の集落営農組織
 - ①農用地利用集積目標計画書
 - ②農用地を集積する地域を明記した地図
 - ③農業生産法人となることの計画書
 - ④定款又は規約の写し
 - ⑤経理の一元化を証する書類
 - ⑥構成員一覧表

お問い合わせは下記まで、どうぞお気軽にご相談ください。

東北農政局 福島農政事務所 農政推進課

TEL 024-534-4142 FAX 024-533-8293